

秋田市新規就農研修令和8年度生募集要項（追加募集）

1 目的

秋田市内において新たに野菜および花きの園芸作目による農業経営を目指すかたを対象に、就農に結び付く実践的な研修を行い、園芸に特化した優れた担い手の確保と育成を図る。

2 募集定員等

10名

研修作目	研修場所	研修期間
野菜・花き	秋田市園芸振興センター (秋田市仁井田字小中島111番地1) ほか	2年間（※） (令和8年4月から 10年3月まで)

※園芸農業チャレンジ研修の中期研修修了者又は市長が特別な理由があると認めるかたについては、研修を当該年の5月以後の月から翌々年3月までとすることができる。

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすかたとします。

- (1) 野菜・花きの経営を志し、研修の修了後1年以内に本市において独立・自営就農又は親元就農、雇用就農が確実に見込まれるかた
- (2) 就農予定時の年齢が原則50歳未満のかた
- (3) 普通自動車運転免許を取得又は研修開始時まで取得見込みのかた

4 主な研修内容

	実習	座学、その他
共通	<ul style="list-style-type: none">○基礎実習（通年） ほ場での実習を通じ、園芸振興センター等のスタッフ指導のもと、野菜・花きの基礎的な栽培技術を習得○農業機械研修 基礎的な操作技術やメンテナンス技術を習得	<ul style="list-style-type: none">○栽培の基礎知識 県普及指導員等を講師に、野菜・花きの栽培基礎を学ぶ○農業経営 大学教員などを講師に、就農に向けた経営・会計マネジメントについて学び事業計画を作成する。○営農計画書の作成

	実習	座学、その他
1年目	○農家実習 市内の農家や農業法人等での実習	○農業基礎・農業簿記講座 秋田県農業研修センターが主催する講座で、農業技術の基礎と農業簿記について学ぶ ○プロジェクト研修（模擬経営） 2年目に取り組むプロジェクト研修の実施計画を作成
2年目	○プロジェクト研修 実践を通して、応用的な知識や技能を習得	○青年等就農計画の作成 認定新規就農者の認定を受ける

5 応募手続および受付期間

(1) 応募手続

次の書類に必要事項を記入の上、秋田市園芸振興センターに持参又は郵送してください（提出書類は当センターで配布又は当センターホームページからダウンロード可）。

- ア 新規就農研修申請書（様式－1）
- イ 新規就農研修カード（様式－2）
- ウ 健康診断書（様式－3）
- エ 小論文（様式－4）

(2) 受付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年2月13日（金）まで（必着）

6 選考

(1) 選考日時

令和8年2月下旬（詳細については応募者へ別途通知）

(2) 選考会場

秋田市園芸振興センター（秋田市仁井田字小中島111番地1）

(3) 選考方法

書類審査、面接試験

7 結果通知

(1) 内定通知

令和8年3月上旬に研修内定書（様式第1号）を送付します

(2) 誓約書

同封されている誓約書（様式第2号）を期日までに提出してください。

8 国の資金給付

秋田市園芸振興センターは、国の資金の給付を受けることができる研修機関となっています。給付金は1人当たり年額150万円です（ただし、予算措置された場合に限る）。

9 研修奨励金の支給

秋田市園芸振興センターは、県の補助事業が適用される研修機関であり、国の資金の受給対象外となった場合は、奨励金の受給が可能となっています。補助金は1人当たり年額90万円です（ただし、予算措置された場合に限る）。

10 留意事項

- (1) 研修受講は無料ですが、テキスト代、資格試験受験料、作業服等の費用については自己負担となります。
- (2) 研修で使用するノートパソコンを開講式までに準備してください。
- (3) 指定する傷害保険への加入をお願いします。保険料は自己負担となります。研修開始後のガイダンスの際に申込手続を行います。
- (4) 研修時間は、原則平日の午前8時30分から午後5時15分までです（土日・祝日・年末年始を除く）。ただし、休日でも作物の生育状況により栽培管理のため出席しなければならない場合があります。

11 研修施設の概要（エリア全体面積7.2ha）

(1) 管理エリア 1ha

施設を維持管理する管理棟、研修生が休憩やミーティングなどに利用する研修棟、収穫物の集出荷や加工実習を行う作業棟、農機具や資材を保管する格納庫、駐車場

(2) 研修展示エリア 4.5ha（施設エリア1.7ha 露地エリア2.8ha）

研修生の実習や農業者への実証展示を行うためのほ場

- ・軽量鉄骨ハウス1棟、パイプハウス19棟、堆肥舎1棟

- ・木質ペレット焚温風機などで周年栽培を実施
- ・2年目の研修では各自に割り当てたパイプハウス1棟と露地1区でプロジェクト（模擬経営）研修を実施

(3) 営農エリア 1.7 ha

農地を持たない非農家出身者等が研修終了後、円滑に営農を開始するためのほ場

- ・営農区画：約0.5 ha × 3区画（5年間貸与）

12 問い合わせ先

秋田市園芸振興センター

〒010-1423 秋田市仁井田字小中島111番地1

電話：018-838-0278

E-mail : ro-agpc@city.akita.lg.jp